

知っていますか？国民年金保険料の免除制度

保険料は毎月納めていただきますが、収入の減少や失業等により保険料を納めることが難しくなることもあります。

また、保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や、障害・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

経済的な理由により、保険料を納めることができない場合は、保険料を「全額免除」または「一部免除」する制度があります。

※免除の承認を受けた期間は、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に含まれます。

全額免除…保険料の全額を免除

一部免除…保険料の一部を免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）

●免除が承認された場合の免除額と保険料

【令和元年度の月額保険料】

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
免除額	16,410円	12,310円	8,200円	4,100円
保険料	0円	4,100円※	8,210円※	12,310円※

※免除が承認された場合の保険料を納めていない期間は、未納扱いとなりますのでご注意ください。

免除を受けるための条件を確認してください

本人、配偶者及び世帯主それぞれの前年所得[※]が、一定の金額以下であれば、申請者本人が免除を受けることができます。

※ 例：令和元年7月～令和2年6月の保険料は平成30年中の所得で、審査を行います。

申請をしてください

申請する場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」（申請書は各窓口、日本年金機構ホームページにあります）を、お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口もしくはお近くの年金事務所にご提出ください（郵送も可能です）。

※納付猶予…世帯主のみで、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が対象される期間のことです。

申請できる期間を確認してください

免除の申請は、過去2年（申請月の2年1カ月前の月分）までさかのぼって申請することができます。例えば、令和元年7月に申請する場合は、平成29年6月までさかのぼって申請できます。

詳しくは、お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口もしくはお近くの年金事務所にご相談ください。

国民年金保険料の免除制度があります！

●保険料を納めることが困難な場合

ご本人からの申請によって、保険料の全額または一部（4分の1、半額、4分の3）が免除になる制度があります。

メリット1

退職（失業）の場合は、退職（失業）された方の前年の所得がゼロとして審査されます！

通常の免除申請は、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象になりますが、退職（失業）時の免除申請は、退職（失業）された方の所得がゼロとして審査されます。

メリット2

免除の割合に応じて、一定の年金額が保障されます！

例えば、全額免除になった期間の年金額への算定額は、保険料を全額納めた場合と比較して、2分の1として計算されます。

メリット3

万が一の際にも保障を確保！

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金の受け取りを確保できます。

●申請について

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口もしくはお近くの年金事務所へ提出してください（事務センターは郵送のみ）。

申請が遅れても最大2年1カ月前までの免除申請をすることができます。ただし、申請が遅れると万が一の際に障害年金などを受け取れない場合や退職（失業）時の免除審査の特例[退職（失業）された方の所得をゼロとして審査]が受けられない場合があります。申請書はすみやかに提出してください。

●申請に必要なもの

- ① 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
（申請書は手続き先の窓口、日本年金機構ホームページにあります）
- ② 年金手帳など、日本年金機構が送付した基礎年金番号がわかる書類
- ③ 雇用保険受給資格者証の写しや雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し

免除された保険料をあとから納めることはできますか？

免除された保険料は、10年以内であれば、あとから納めること（追納）ができます。免除期間がある場合には、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。追納した場合は全額納付として算定されますので、追納をお勧めします。

- ・ 老齢基礎年金を受け取っている方は追納できません。
- ・ 追納を行う場合は、お申し込みが必要です。詳しくは、年金事務所にご相談ください。
- ・ 免除の承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納をする場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。

産前産後期間の保険料免除制度があります！

国民年金第1号被保険者の期間を対象とした産前産後期間の保険料免除制度が平成31年4月から開始されました。産前産後免除の期間は年金を受けるための期間として計算されるうえ、老齢基礎年金額に満額が反映されます。

「免除」、「追納」及び「産前産後免除」に関する詳しい内容は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索